

改正

平成22年3月30日 条例第2号

平成26年3月28日 条例第3号

平成28年6月30日 条例第28号

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例

(設置)

第1条 一般廃棄物の処理及び清掃に対する市民意識の高揚と、清潔で住みよい街づくりを推進し、併せて一般廃棄物の減量化・再資源化及び環境美化を図るため、市長の附属機関として、伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、一般廃棄物の減量等のため市が実施する施策に協力し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ排出の減量、分別、再生利用及び再資源化に関すること。
- (2) ごみ集積場（ステーション）に関すること。
- (3) ごみ又はし尿の不法投棄の防止及び監視に関すること。
- (4) さくらリサイクルセンター、浄化センター及び不燃物処理場に関すること。
- (5) その他地域の環境美化及び啓蒙啓発に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域代表
- (2) 事業者代表
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第5条 第3条第3項に定める部会に部会長1人及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、それぞれ部会員の互選によって選出する。

3 部会長は、部会を代表し、部会を統括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、前任者が欠けたことによりこれを引き継いだ委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、全体会、幹事会及び部会とする。

2 全体会は、全ての委員で構成し、幹事会は、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する。

3 全体会及び幹事会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人権生活環境部廃棄物対策課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第44号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成22年3月30日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。